

保育の必要性の認定における就労時間の下限について（案）

1 国の考え方（平成26年1月15日開催の国の子ども・子育て会議資料より）

- 保育認定に当たっては、全国的な公平性の確保の観点からは、極力、収斂、一本化していくことが必要であり、その際、一時預かり事業で対応可能な短時間の就労は除き、フルタイムのほか、パートタイムなど、すべての就労形態に対応していくことを基本とする。
- 保育短時間の認定に当たっては、上記のパートタイムの形態で働いているケースを中心に対象とすることから、フルタイム労働よりも就労時間が短いことを前提に、一定の時間以上の就労について対象とする。
- その際には、多様な就労形態に対応する観点や、各市区町村における実態を踏まえつつ、フルタイム就労の場合とのバランスを考慮して設定。具体的には、フルタイム就労者は
 - ・1週当たりの就労日数を週5日としていることが一般的と考えられること
 - ・1日当たりの就労時間を7時間以上としている事業所が大半であること
 を踏まえ、この半分以上、就労していることを目安として設定
- その上で、地域ごとの就労の実情が多様であり、それを反映した市町村の運用にも幅があることを踏まえ、1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本
- 現行、就労時間の下限を「1ヶ月当たり48～64時間以上」以外に設定している市区町村においては、保育の量的確保等に時間を要すること等を考慮し、最大で10年間程度の経過措置期間を設け、対応することを可能とする。

2 静岡県の事業所規模5人以上、調査産業計、常用労働者1人平均の月間労働時間等

	総実労働時間	所定内労働時間	出勤日数
平成24年分（年報）	148.4時間	137.3時間	19.1日
平成26年3月分	145.3時間	133.2時間	—

※静岡県公表の毎月勤労統計調査による。

3 静岡市の現在の基準 1ヶ月当たり 60時間以上（1日4時間以上かつ月15日以上）

4 新制度における対応案 1ヶ月当たり 60時間以上とする。

（理由）国の考え方である「フルタイム就労者～の半分以上、就労していることを目安」とした場合、県内の1人平均・月間の所定内労働時間は、直近の平成26年3月分で133.2時間であり、その半分は66.6時間となる。これは、現在の市の基準である60時間をやや上回る水準であるものの、やや減少傾向にあること、また、下限の引き上げは、現在、保育を受けている子どもの保育機会の喪失につながることを考慮すると、現行と同じ水準とすることが適当と考える。

なお、日当たりの時間数及び月当たりの日数は、法の趣旨から適当でないと考えられるため、定めないこととする。